2020年 経済構造実態調査 乙調査票の記入のしかた



広告業

経済構造実態調査について

総務省・経済産業省では、既存の統計調査の統合・再編により、GDPの約9割を占める経済活動を年次で把握する新たな基幹統計調査として、経済構造実態調査を2019年に創設しました。

本調査は、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算(特にGDP)の精度向上等に資することを目的としています。

回答方法

調査票は、**インターネット又は郵送によりご回答ください**。インターネットでの回答については、同封の「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。

調査票の記入にあたっての留意事項

- ●この調査(経済構造実態調査 乙調査票(広告業))は、事業所単位です。したがって、「事業所の名称・所在地等」に記載されている事業所についてのみご回答ください。同一企業内の他の事業所分は含みません。
- この乙調査票とあわせて、甲調査票もお届けしている場合があります。甲調査票も届いた場合は、両方の調査票について <u>ご回答ください。</u>本冊子は「乙調査票の記入のしかた」ですので、甲調査票については、「甲調査票の記入のしかた」をご覧 ください。
- ●乙調査票の記入に際し不明な点などありましたら、本冊子の裏面の「コールセンターのご案内」に記載されている連絡先まで、ご連絡ください。

記入上の 注意点

- ●黒又は青のボールペンなどで、はっきり記入してください(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください)。
- •内容を訂正する場合は、二重線で消し、正しい内容を記入してください。
- ●金額欄は、1万円未満を四捨五入し、万円単位で記入してください。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、 5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。また、「¥」記号は付けないでください。
- ●調査票の記入内容について、後日おたずねさせていただく場合があります。

目次

調査の対象となる事業所	1	3 本社•支社別	4
廃業、休業等に係る扱い	1	4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	4
1 事業所の名称・所在地等	2	5 年間売上高	6
2 経営組織及び資本金額	4	6 従業者数	10

調査の対象となる事業所

この調査(経済構造実態調査 乙調査票(広告業))の対象となる事業所は、日本標準産業分類の小分類731-広告業に属する業務を主たる業務(売上高が最も大きい業務)として営む事業所です。

主に広告代理業、広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告する業務を主たる業務とする事業所が対象となります。

具体的に「対象となる業務」「対象とならない業務」は、7ページをご覧ください。

なお、「対象とならない業務」を主たる業務として営む事業所は、本調査の対象とはなりませんので、現在の主たる業務の内容を具体的に備考欄に記入の上、調査票を返送してください。

廃業、休業等に係る扱い

貴事業所が廃業、休業した場合など、事業活動に著しい変化があった場合は、その発生時期等を含め備考欄に記入してください。なお、備考欄に書ききれない場合は、調査票の裏面に記入してください。

※日本標準産業分類

統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として設定された 統計基準であり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段 階に分類しています。

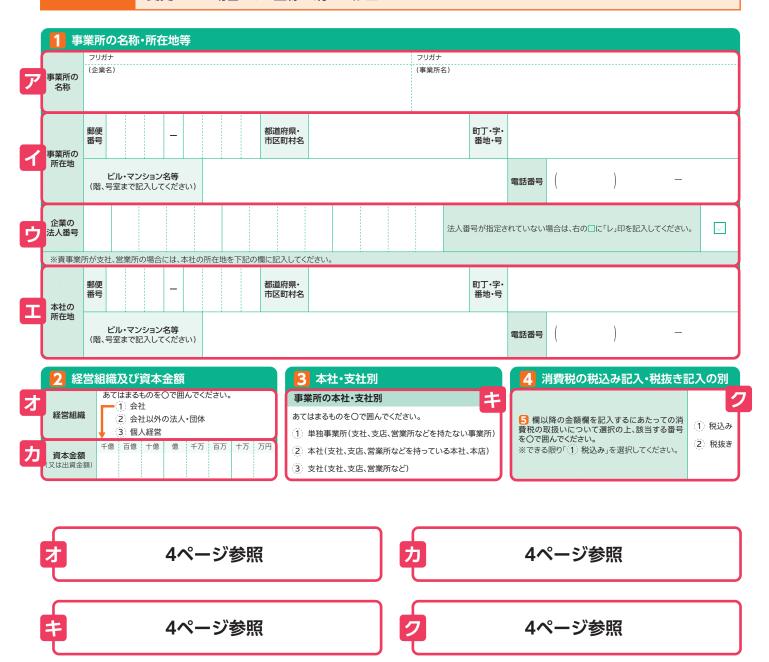
詳細は総務省のホームページをご覧ください。

日本標準産業分類 🔾 検索

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

はじめに

記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、**内容に変更がある場合は、二重線で消して**修正してください。



1 事業所の名称・所在地等

ア 事業所の名称 -

・名称は、略称ではなく正式名称(法人の場合は、本社、本店、支社又は支店等までを含む登記上の名称)を記入してください。

法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の()書きのように省略しても差し支えありません。

例株式会社 \rightarrow (株)合資会社 \rightarrow (資)一般社団法人 \rightarrow (一社)有限会社 \rightarrow (有)公益社団法人 \rightarrow (公社)一般財団法人 \rightarrow (一財)

合名会社 \rightarrow (名) 公益財団法人 \rightarrow (公財) 合同会社 \rightarrow (同)

・点線の左側に企業の名称、右側に事業所の名称を記入してください。

4 事業所の所在地

・登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。

例 ○ 若松町3丁目2番1号 ○ 若松町3丁目2-1

- ・事業所固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。
- ・ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階(マンションの場合は、号室まで)を記入してください。
- ・他の事業所の構内にある場合は、「○○構内」(○○は入居先の法人名と事業所名)と記入してください。

ウ 企業の法人番号 -

- ・法人番号(13桁)を記入してください。
- ・法人番号については、法人番号指定通知書または法人番号公表ウェブサイトで確認できます。
- ・法人番号が指定されていない場合は、記入欄右の□に「レ」印を記入してください。

■ 本社の所在地

- ・貴事業所が支社、支店又は営業所の場合には、本社の所在地を記入してください。「本社の所在地」とは、登記上の所在地ではなく、本社が実際に事業を行っている所在地です。
- ・貴事業所が本社である場合は、この項目を記入する必要はありません。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください「¥」記号は記入しないでください。 (万円未満を四捨五入してください)。

 - 「*」と記載されている箇所の記入は不要です。

経営組織及び資本金額

才 経営組織

あらかじめ印字されている内容が違う場合は二重線で消し、該当する番号を「○」で囲んでください。また、経営 組織の内容は以下の表を参照してください。

1 会社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。
2 会社以外の 法人・団体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※)「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含みます。

力 資本金額(又は出資金額)

・貴事業所が「1 会社」に該当する場合は、「資本金額(又は出資金額)」に必ず記入してください。なお、資本金額 (株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入して ください(5千円以上1万円未満の場合は[1]万円、5千円未満の場合は[0]万円と記入してください)。

本社•支社別

睹 事業所の本社・支社別 🕘

あらかじめ印字されている内容が違う場合は二重線で消し、貴事業所が該当する本社・支社別の番号を「○」で囲 んでください。また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社・子会社はそれぞれ独立し た企業で、「本社」、「支社」の関係ではありません。

1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社、本店、支社、支店又は営業所などを持たない単独の事業所をいいます。
2 本社	他の場所に、同一経営の支社、支店又は営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。なお、本社、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2本社」とし、他の事業所は「3支社」とします。
3 支社	他の場所にある本社、本店の統括を受けている事業所をいいます。

4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

☑ 消費税の税込み・税抜きの別

- 5 以降はできる限り「税込み」で記入してください。ただし税込みで記入できない場合は、「税抜き」で記入してくだ さい。
- 「税込み」か「税抜き」かについて、選択した記入方法を「〇」で囲んでください。

次ページ以降にも記載があります。



サ

8ページ参照

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください「¥」記号は記入しないでください。 (万円未満を四捨五入してください)。

 - [*]と記載されている箇所の記入は不要です。

5 年間売上高

ケ 事業所の年間売上高 -

- ・事業所の年間売上高については、貴事業所が2019年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての売上高、 すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高を記入してください。
- なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上 高を記入してください。また、営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- ・本社と支社(営業所)間又は支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、当該年間売上 高には、提供価格又は振替仕切額(提供価格又は振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてくだ さい。
- ・当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入(いわゆる営業外収入)は含めない でください。
- 「事業所の年間売上高」に「広告業務」以外の売上がある場合、「事業所の年間売上高」と「「事業所の年間売上高」の うち「広告業務」の年間売上高」の「合計」は一致しません。

🔁 「事業所の年間売上高」のうち「広告業務」の年間売上高

- ・「事業所の年間売上高」で記入した「事業所の年間売上高」のうち、「広告業務」の年間売上高を記入してください。
- ・この調査の対象となる事業は、日本標準産業分類の小分類731-広告業に属する業務を主たる業務(売上高が最も大きい業務)として営む事業所であって、かつ、以下に記載の業務を主たる業務として営む事業所です。

【対象となる業務】

- ・広告代理業など、依頼人のために、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の 選択等、総合的なサービスを提供する事業所
- ・新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、インターネットその他の広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業 と契約し、依頼人のために広告する業務
- •看板、広告塔など、屋外において広告物の表示を行う業務
- ・フリーペーパー、ミニコミ紙など、自ら広告媒体を発行し、広告収入を得る業務
- ・折込み広告、ダイレクトメールなどを作成・送付する業務

【対象とならない業務】

•広告制作業「細分類4151]

主として印刷物にかかる広告の企画、制作を行う業務

【例示】広告制作業務、広告制作プロダクション業務

・テレビジョン番組制作業[細分類4112]

主としてテレビジョン番組の制作を行う業務

【例示】テレビジョン番組制作業務、テレビコマーシャル制作業務

音声情報制作業[小分類412]

主としてレコードの企画・制作を行う業務、ラジオ番組の制作を行う業務

【例示】ラジオスポット制作業務(ラジオコマーシャル制作業務)

看板·標識機製造業[細分類3292]

主として看板及び標識機(電気的、機械的なものを含む)を製造する業務(ネオンサインを製造する業務を含む)

【例示】広告装置製造業務、展示装置製造業務、標識機製造業務、ネオンサイン製造業務、看板製造業務 (看板書き業を除く)、アドバルン製造業務

- •看板書き業[細分類9293]
- •商業写真業[細分類7462]

【例示】商業写真業務、宣伝写真業務、出版写真業務、広告写真業務、芸術写真業務

・他に分類されない事業サービス業[細分類9299]

【例示】メーリングサービス業務(郵便物等の差出人から依頼を受けて郵便物等の区分け、発送を行う(発送 代行)業務)、サンプル配布業務、ポスティング業務

- ・依頼を受けてチラシ等の印刷のみを行う業務、仕分け・発送のみを行う業務
- ・自企業の広告のみを取り扱っている業務(企業の広告宣伝部)
- •屋外における広告物の表示であっても、自己の所有する建造物の管理とみることが適当である業態の業務 など

サ 「広告業務」の年間売上高の業務種類別割合

- •「「「事業所の年間売上高」のうち「広告業務」の年間売上高」で記入した「広告業務」の年間売上高について、業務の種類別に区分して年間売上高の内訳を記入してください。
- ・業務の種類別割合の合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい項目で調整してください。
- ・業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。

業務種類区分	内容例示			
新聞広告				
雑誌広告	新聞(日刊紙、業界紙など)、雑誌(月刊誌、週刊誌、専門誌など)、			
テレビ広告	テレビ(地上波、C S 、B S 、C A T V など)、ラジオ(A M、F M など)のマス ディアを媒体として行う広告			
ラジオ広告				
交通広告	鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及び駅など交通機関の建造物 を利用して掲示する広告			
インターネット 広告	インターネット広告(バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など)、電子メール広告、モバイル広告(携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告)など			
屋外広告	広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどの屋外の広告			
折込み・ ダイレクトメール	新聞を間接媒体として、新聞販売店を通じて家庭などへ配布するチラシなど 印刷物による広告、郵送された印刷物による広告			
S P・P R・ 催事企画	・SP(セールスプロモーション) ポスター、カタログ、カレンダー等の印刷物、POP(ポイント・オブ・パーチェス=店頭販促物など購買時点広告)、ノベルティ(広告主社名入りのボールペン、クリアファイル等の制作)などの広告を取り扱う業務 ・PR(パブリックリレーションズ) 広告主とその受け手との間の良好なコミュニケーションを目的とした、企業の文化イベント企画を手がけたり、パブリシティ活動としての記者会見設営やニュースリリースの配布や各広告主の依頼に基づいたPR誌の制作代行、企業の周年企画の立案、CI(コーポレート・アイデンティティ:企業のシンボル・マーク、コーポレート・カラーなど)の提案に関する業務・催事(イベント)企画企業などが企業イメージ向上や販売促進のために実施する催事(イベント)等の企画業務			
その他	・上記以外の広告媒体のスペース又は時間を広告媒体企業と契約し、依頼人のために行う広告業務。例えば、電話帳広告、映画館・劇場広告、浴場広告、電柱広告、海外広告(海外の広告媒体を利用して実施する広告)など ・広告のための調査、広告の企画、広告の開発、広告技術の開発など ・自ら発行するフリーペーパー(タブロイド紙、広告誌など無料のもの)による広告			

次ページ以降にも記載があります。

6 従業者数 2020年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。 (1)事業所の従業者数 (2) 「広告業務」の事業従事者数 男 女 事業従事者数 (別経営の事業所に派遣している人を除き、別経営の事業所から派遣されている人を含みます。) ●個人業主 (個人経営の事業主) 及び無給の家族従業者 人 注1:「常用雇用者」とは、雇用契約期間の定めがない労働者又は雇用契約期間が1か月 2有給役員 以上の労働者をいい、また、「③以外の人(パート・アルバイトなど)」は、「正社員・ 正職員としている人」以外の労働者をいいます。 注2:「❹❸以外の人(パート・アルバイトなど)」の「就業時間換算雇用者数」は、「❹❸以外 ②正社員・正職員としている人 の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)÷ 常用雇用者組 貴事業所の所定労働時間(1週間分)によって算出してください。 △8以外の人 注3:「⑤臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて (パート・アルバイトなど) 人 人 雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。 (就業時間換算雇用者数注2) ⑤臨時雇用者^{注3} (常用雇用者以外の雇用者) 総計(①~⑤の合計) (うち 別経営の事業所に 派遣している人) 総計のほかに別経営の事業所 から派遣されている人

6 従業者数

2 (1)事業所の従業者数

雇用形態区分	内容例示
●個人業主 (個人経営の事業主) 及び 無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際に貴事業所の業務に従事している人をいい、無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに貴事業所の業務に常時従事している人をいいます。 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」に記入してください。 ※「2 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。
❷有給役員	「2 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」以外を選択した場合で、経営組織が「1 会社」、「2 会社以外の法人・団体」の役員(常勤・非常勤を問わない)で報酬・給与の支払いを受けている人をいいます。 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている労働者、又は1か月以上の期間を定めて 雇用されている労働者をいいます。
③正社員・正職員と している人	常用雇用者のうち、貴事業所で正社員・正職員として処遇している人をいいます。 一般的には、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、貴事業所で定められて いる1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。
4 ⑤以外の人(パート・アルバイトなど)	常用雇用者のうち、「❸正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。
(就業時間換算 雇用者数)	「② ③以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数((※)「(就業時間換算雇用者数)」記入例を参照)を記入してください。

(1)事業所の従業者数(つづき)

雇	用形態区分(つづき)	内容例示
⑤臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)		「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人、又は日々雇用されている人をいいます。
	総計 (1~5の合計)	「❶個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した従業者の合計を記入してください。
	(うち 別経営の事業所に 派遣している人)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。
	計のほかに別経営の 事業所から 派遣されている人	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人をいいます。

- ・**2020年6月1日現在**又はこれに最も近い給与締切日現在で、貴事業所全体の従業者について、各区分の該当する欄に記入してください。各区分の例示については左の表を参照してください。
- ・長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。
- ・貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は「①個人業主」に含めるのではなく、「②有給役員」 以降の該当する区分に含めて記入してください(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している 個人業主の人も含まれません)。
- ・「派遣している人」、「派遣されている人」とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請け(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。なお、転籍出向者は含めないでください。

(※)「(就業時間換算雇用者数)」記入例

例えば、以下のような場合の「(就業時間換算雇用者数)」は、(1)、(2)のとおり算出してください。

- ・1週間で24時間勤務のアルバイト(「❹ ③以外の人(パート・アルバイトなど)」に該当する労働者)が4人従事している
- ・当該事業所の1週間あたりの所定労働時間が40時間
- (1)「③ ③以外の人(パート・アルバイトなど)」の総労働時間(1週間分)÷貴事業所の所定労働時間(1週間分)
 - =24(時間)×4(人)÷40(時間)
 - =2.4(人)
- (2)「(就業時間換算雇用者数)」には**小数点以下を四捨五入して「2」**と整数で記入してください。

ス (2) 「広告業務」の事業従事者数

・貴事業所の事業従事者数(※)のうち、「広告業務」に携わる人数を記入してください。

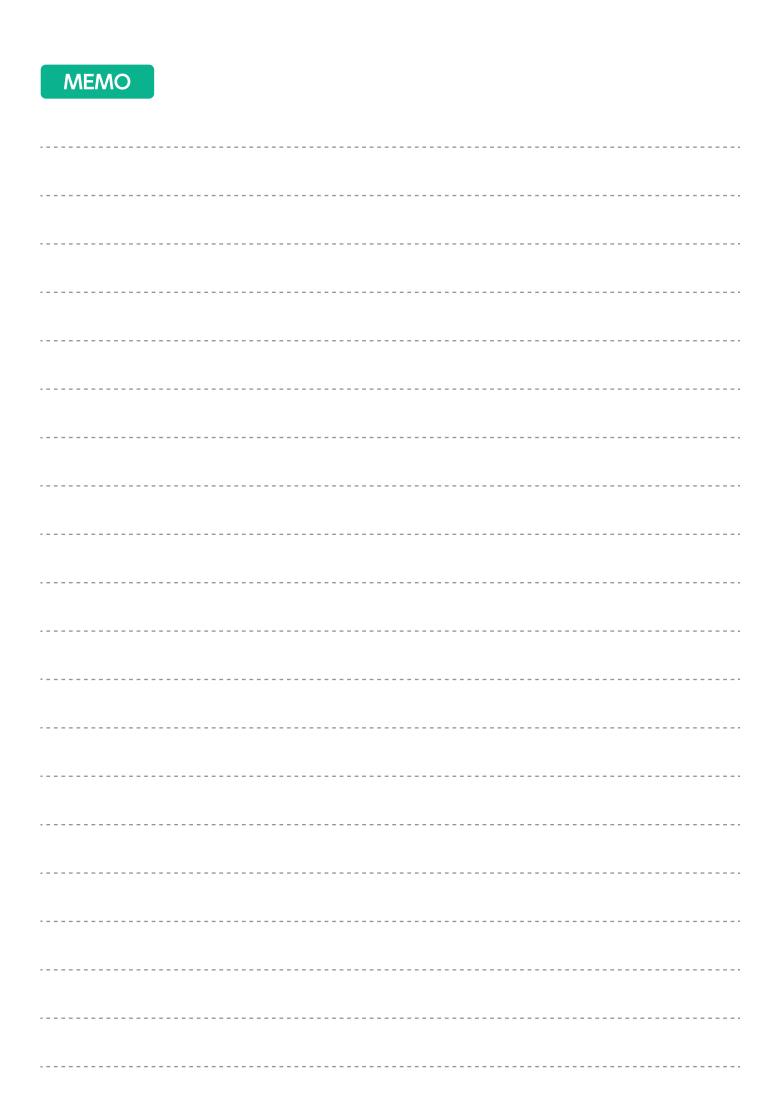
「広告業務」の事業従事者の例

管理業務(総務、人事、経理など)、「広告業務」を担当する有給役員、営業、媒体(広告媒体企業との連絡業務)、制作、 調査・企画・マーケティング、SP・PR(セールスプロモーション・パブリックリレーションズ) など

・以下の人は、「広告業務」の事業従事者に<u>含めないでください。</u> 主に「広告業務」以外の業務に従事している人(例えば、「広告業務」以外の業務の就業時間数が、「広告業務」の就業 時間より多い場合)

(※)事業従事者数

=「(1)事業所の従業者数の総計(●~⑤の合計)」-「別経営の事業所に派遣している人」+「別経営の事業所から派遣されている人」



調査票の記入についてご不明な点などありましたら、下記実施事務局までお問い合わせください。

コールセンターの ご案内

経済構造実態調査 実施事務局

【電話番号】 200.0120-800-636(通話料無料)

(IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合 03-6630-5960(有料)) ※おかけ間違いのないようお願いいたします。

【 受 付 時 間 】平日(土・日・祝日・年末年始を除く)9:00~18:00

[ホームページ]https://www.kkj-st.go.jp

